

議案第 57 号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成23年12月8日提出

天理市長 南 佳 策

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第 2 条 天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成24年4月1日から施行する。